

パリ条約 (WIPO)	特許協力条約 (PCT)	TRIPS協定 WTO	ハーグ協定	マドリッド協定 議定書	ベルヌ条約
特許 実用新案 意匠 商標	特許	知的財産全般 特許 商標 著作権 など	意匠	商標登録	著作物
・内国民待遇 ・優先権制度 ・特許独立	・国際出願 ・国際調査 →国際調査報告書+国際調査 見解書 →その後1回補正可能 ・国際公開 →優先日から18か月後 ・国際予備審査 →優先日から22ヶ月以内または 国際調査報告から3か月以内 の遅い方まで	・内国民待遇 ・最恵国待遇			・内国民待遇 ・無方式主義 ・遡及効 ・著作者人格権
・優先権制度 特許・実用新案は最初の 出願日から1年以内 意匠・商標は6カ月	・国内段階移行手続き →優先日から30ヶ月以内		・ジュネーブ改正協定 1度の手続きで最大100 意匠出願可能 単一書類、単一言語、単 一通貨で出願可能	・セントラルアタック →基礎出願必要 国際登録から5年以内に 基礎出願が拒絶されると 国際出願もNGとなる	
			登録日から5年 更新あり	無期限 存続期間10年 10年ごとに更新	